

沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金交付要綱

平成23年3月31日副市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、富士山麓先端健康産業集積プロジェクトの一翼を担い、医療関連産業の集積を促進し、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、産業集積促進事業を行う企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 富士山麓先端健康産業集積プロジェクト 静岡県民の健康増進と健康関連産業の集積を図り、特色ある地域の発展の実現を目的に平成23年3月に策定された第3次戦略計画をいう。
- (2) 企業等 民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人をいう。
- (3) 産業集積促進事業 企業等が市内において専ら医療関連製品の製造、研究又は開発を行う工場等を設置する事業をいう。
- (4) 工場等 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 企業等のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第12条第1項、第13条第1項、第23条の2第1項、第23条の20第1項若しくは第23条の22第1項の許可を受けている者又は第23条の2の3第1項により登録を受けている者が統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号165の医薬品製造業又は分類符号274の医療用機械器・医療用品製造業の用に供する施設

イ 企業等が統計法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の細分類に掲げる分類符号7114の医学・薬学研究所の用に供する施設又はアに規定する医薬品製造業若しくは医療用機械器具・医療用品製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設

(5) 設置 次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設（地域経済の活性化に資する工場等の新設又は増設であって、市長が特に認めるものを除く。）を除く。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 企業等が、工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

(イ) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

イ 当該事業の着手の日から3年以内に業務を開始すること。ただし、市長が別に定める場合はこの限りでない。

ウ 既に市内に事業所がある特定企業等（当該企業並びにその子会社及びその関連社をいう。以下同じ。）については、業務の開始に伴い、市内における従業員数が、1以上増加すること。

（補助対象及び補助金の額）

第3条 補助対象は、産業集積促進事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、他の法令等により既に国、県又は市等の補助対象となった経費等（地方税法附則第15条第47項の規定に基づく固定資産税等の課税標準の特例措置の対象となった経費を含む。）があるときは、これを除くものとするとともに、当該経費には消費税及び地方消費税を含めないものとする。

(1) 工場等の設置に要する経費

(2) 工場等の設置と同時に取得する機械設備のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得金額50万円未満のものを除く。）の購入に要する経費

2 補助金の額は、前項各号の当該経費に100分の10を乗じて得た額の合計額以内とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の額は、1億円を限度とする。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として、業務開始日の属する年度の前年度の9月末日までに医療関連産業集積促進事業事前協議書(第1号様式)、工場等の設置に係る事業計画書(第2号様式)及び親子会社等に関する説明書(第6号様式)(特定企業等により工場を設置する場合に限る。)により市長と協議するものとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 医療関連産業集積促進事業費補助金交付申請書(第3号様式)
- (2) 企業等概要調書(第4号様式)
- (3) 工場等の設置に係る事業計画書(第2号様式)
- (4) 収支予算書(第5号様式)
- (5) 親子会社等に関する説明書(第6号様式)(親子会社等により工場等を設置する場合に限る。)
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第4条第1項、第11条第1項、第37条第1項、第43条の3第1項若しくは第43条の10第1項により交付された許可証の写し、又は第37条の8第1項により交付された登録証の写し
- (8) 事業計画を証する図面(位置図、配置図、設計図)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は前条の決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長が別に定める期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 第2条第5号ウに規定する業務を開始する時に増加した従業員数を、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- (8) 納期の到来した市税に未納がないこと。
- (9) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（変更の承認申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 医療関連産業集積促進事業変更申請書（第7号様式）
- (2) 工場等の設置に係る変更事業計画書（第2号様式）
- (3) 変更収支予算書（第5号様式）

（実績報告）

第9条 補助事業者は、業務を開始した日から起算して30日を経過した日（第7条第1号ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属

する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までに提出しなければならない。

- (1) 医療関連産業集積促進事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 工場等の設置に係る事業実績書（第2号様式）
- (3) 収支決算書（第5号様式）
- (4) 配置図（平面図及び立面図を含む。）
- (5) 公共職業安定所が作成した事業所台帳異動状況照会の写し
- (6) 建物の売買等契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 建物の工事請負契約書及び機械設備の売買契約書等注文確認書類の写し
- (8) 前号の書類にかかる領収書等支払証拠書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続）

第11条 補助事業者は、補助金交付額の確定の通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

付 則（平成25年8月27日副市長決裁）

改正後の要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年11月18日副市長決裁）

（施行日）

- 1 この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の要綱の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号。以下「改正法」という）

附則第2条、第4条、第27条及び第28条の規定により、改正法における製造販売業の許可又は製造業の許可若しくは登録を受けた者に係る第5条第7号の規定の適用は、改正後、同号の規定に関わらずなお従前の例による。

付 則（平成28年3月25日副市長決裁）

改正後の要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年3月16日副市長決裁）

改正後の要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年5月22日副市長決裁）

改正後の要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成30年9月25日副市長決裁）

改正後の要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。